

災害前に登録を！

# 避難行動要支援者名簿

について

～日立市では、災害時に支援を必要とする方の名簿を作成しています～

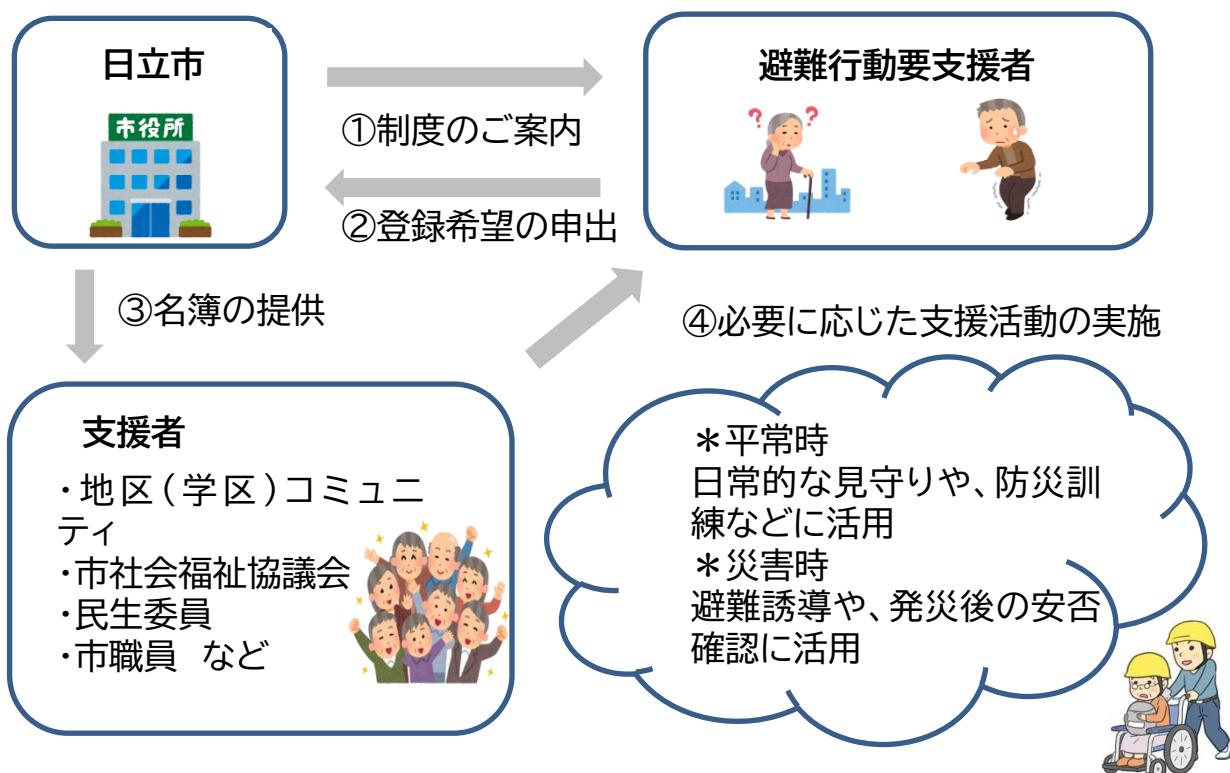
Q. 避難行動要支援者名簿とはどのような名簿ですか？

A. 高齢の方や障害がある方などのうち、災害時に自ら避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする方の名簿です。日立市では、災害対策基本法に基づいて名簿を作成し、ご本人の同意のもと、避難支援関係者へ名簿情報を提供しています。

Q. 名簿に登録すると、どのような支援が受けられますか？

A. 支援者が、災害時に可能な範囲で避難誘導、安否確認等を行います。※

◆支援体制のイメージ◆



※ 災害時における要支援者への支援は、支援者の善意により成り立つものです。災害の状況によっては、支援者が被災していることも想定されますので、必ずしも災害時の支援を約束するものではないことをご理解ください。

## Q. どのような人が登録できますか？

A. 次のいずれかに該当する方が対象です。 ※対象者は、在宅の方に限ります。

- ①緊急通報システムを設置している方
- ②介護保険要介護3以上の方
- ③身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- ④療育手帳(最重度・重度)の交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
- ⑥65歳以上の一人暮らしで、自力で避難することが困難な方
- ⑦その他、自力で避難することが困難な方

## Q. 登録したいときはどうすればいいですか？

A. 登録を希望される方は、日立市福祉総務課へご連絡ください。 お住まいの地域の民生委員が申請用紙を持ってご自宅を訪問します。

なお、登録の際は、支援を受けるために必要な個人情報を地区(学区)コミュニティ、市社会福祉協議会及び民生委員等の地域支援者に提供することへの同意が必要です。災害時の支援を円滑に進めるため、日頃から地域の方とのつながりを大切にしていきましょう。

〈お問合せ先〉

〒317-8601  
日立市助川町1-1-1  
日立市 保健福祉部 福祉総務課  
電話 :0294-22-3111 (内線391)  
FAX :0294-25-1123  
E-mail : fukusou@city.hitachi.lg.jp

